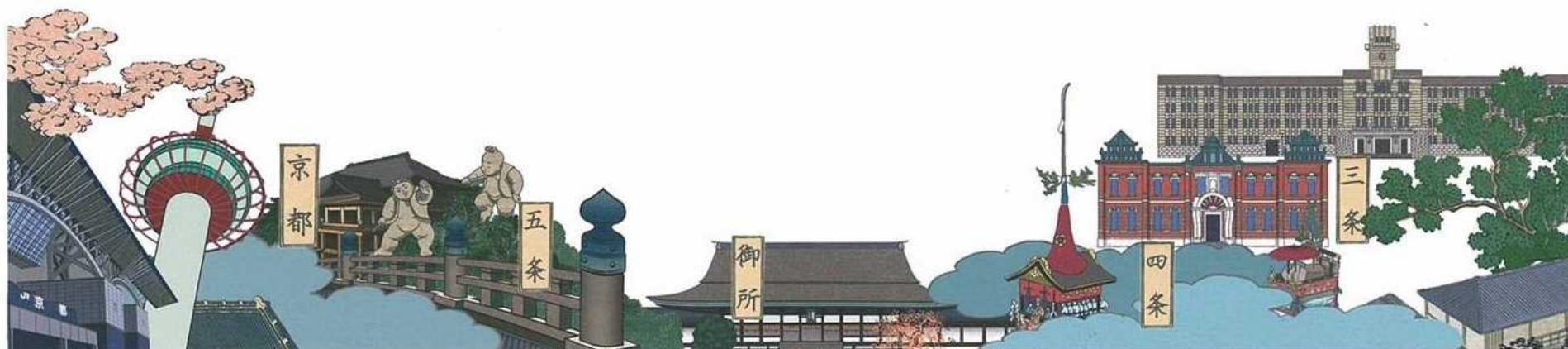




京都工芸繊維大学  
KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY

## 配布資料



# 基本情報

**名称:** 国立大学法人 京都工芸繊維大学

**学長:** 吉本 昌広

**所在地:** 〒606-8585  
京都市左京区松ヶ崎橋上町1

**学生数:** (1) 工芸科学部 2,601名  
(2024年4月1日現在) (2) 大学院工芸科学研究科  
博士前期課程 1,119名  
博士後期課程 214名

# 基本情報

(2024年4月1日現在)

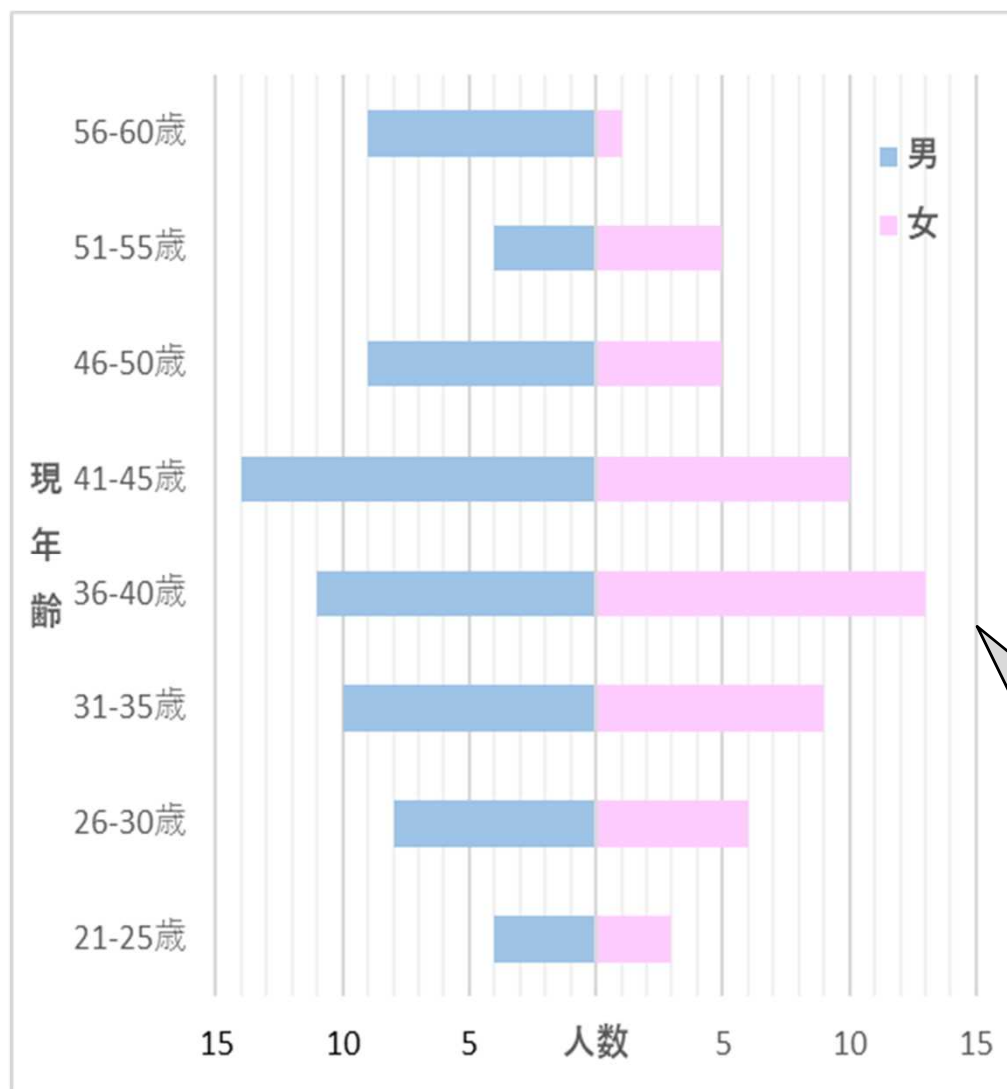
◆教育組織(教育課程)

学域	工学科学部		大学院工学科学研究科	
			博士前期課程	博士後期課程
応用生物 学域	応用生物学課程	(地域創生 T e c h P r o g r a m )	応用生物学専攻	バイオテクノロジー専攻
物質・ 材料科 学域	応用化学課程		材料創製化学専攻	物質・材料化学専攻
			材料制御化学専攻	
			物質合成化学専攻	
			機能物質化学専攻	
設計工 学域	電子システム工学課程		電子システム工学専攻	電子システム工学専攻
	情報工学課程		情報工学専攻	設計工学専攻
	機械工学課程		機械物理学専攻	
デザイン 科学域	デザイン・建築学課程		機械設計学専攻	デザイン学専攻
			デザイン学専攻	建築学専攻
		建築学専攻		
繊維 学域		先端ファイブロ科学専攻 (独立専攻)	先端ファイブロ科学専攻 (独立専攻)	
		バイオベースマテリアル学専攻 (独立専攻)	バイオベースマテリアル学専攻 (独立専攻)	
基盤教 育学域	言語学科目、数学・物理学科目、人間教養学科目			

# 職員数

(2024年4月1日現在)

(事務職員の人口ピラミッド)



## 常勤教職員数:

- (1) 教員 254名
- (2) **事務職員** **121名**
- (3) 技術職員等 25名

## 非常勤教職員数:

- (1) 特任教員・URA等 57名
- (2) 非常勤講師 183名
- (3) 再雇用職員等 9名
- (4) 非常勤職員等 244名

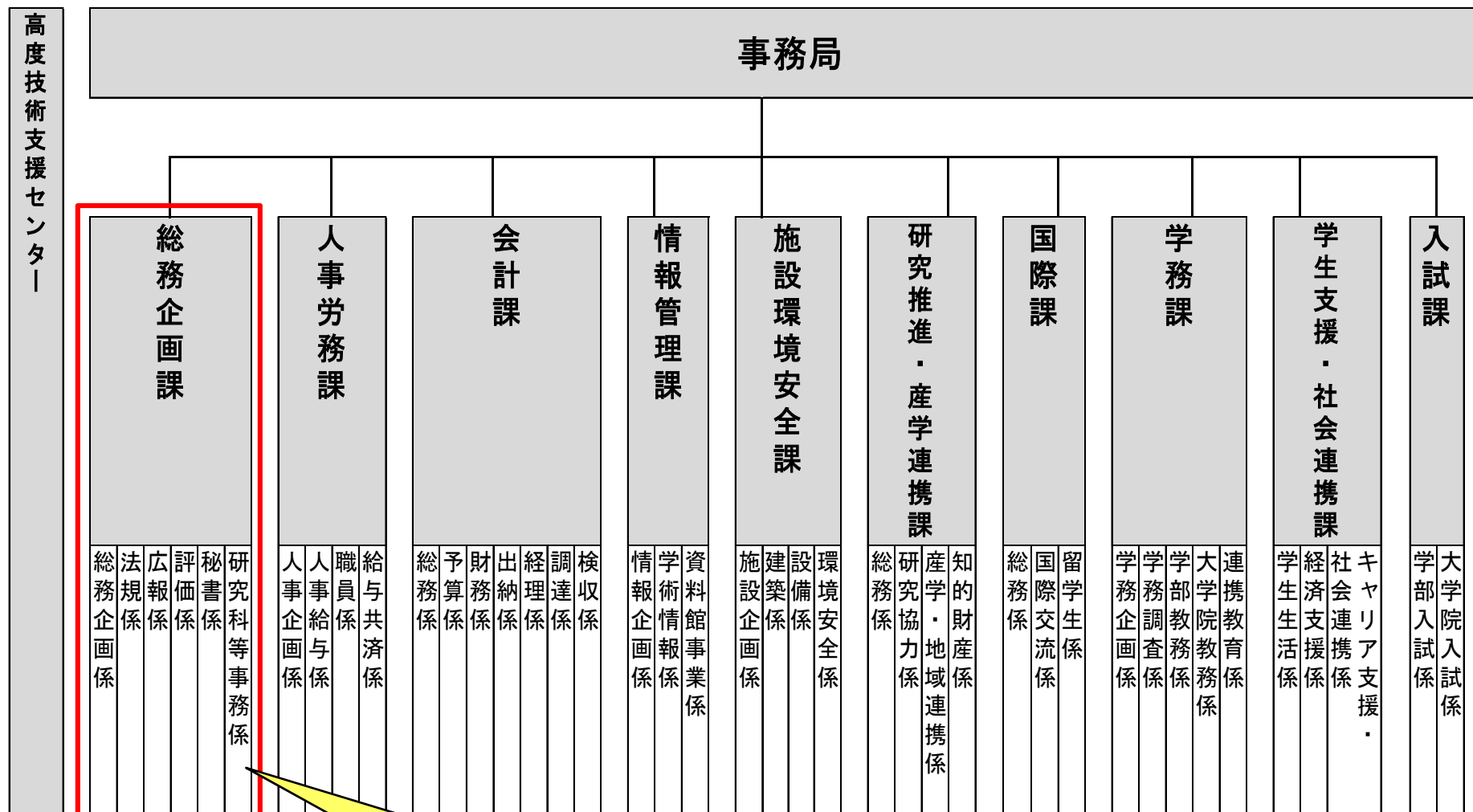
現在、多くの職員が  
「結婚・出産後」も仕事を継続

⇒ 育児休業 : 9名(うち、男性3名)

⇒ 育児部分休業: 20名(うち、男性4名)

# 組織図①(事務局)

(2024年4月1日現在)



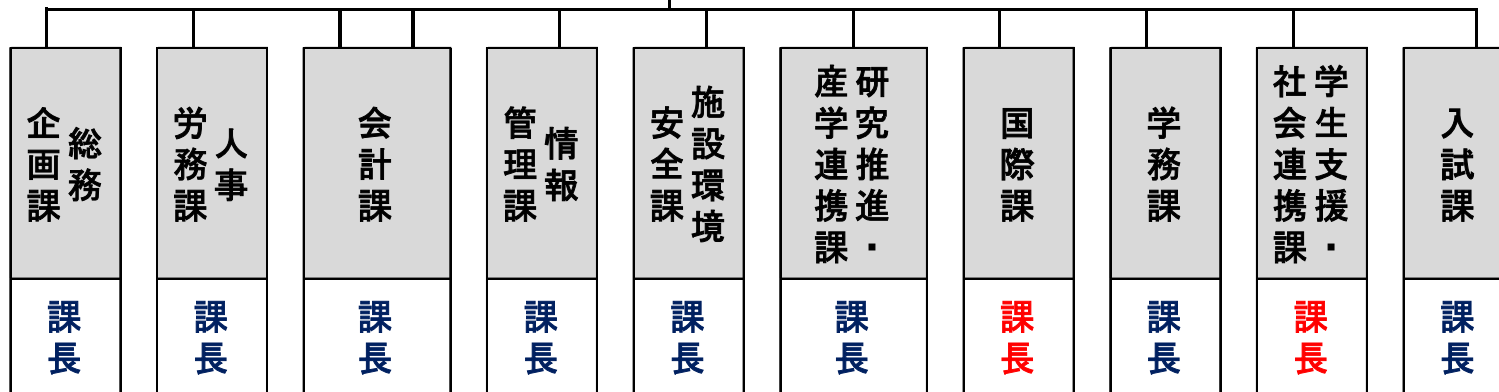
例えば、  
総務企画課の場合...

# 組織図②(事務局)

(2024年4月1日現在)

高度技術支援センター

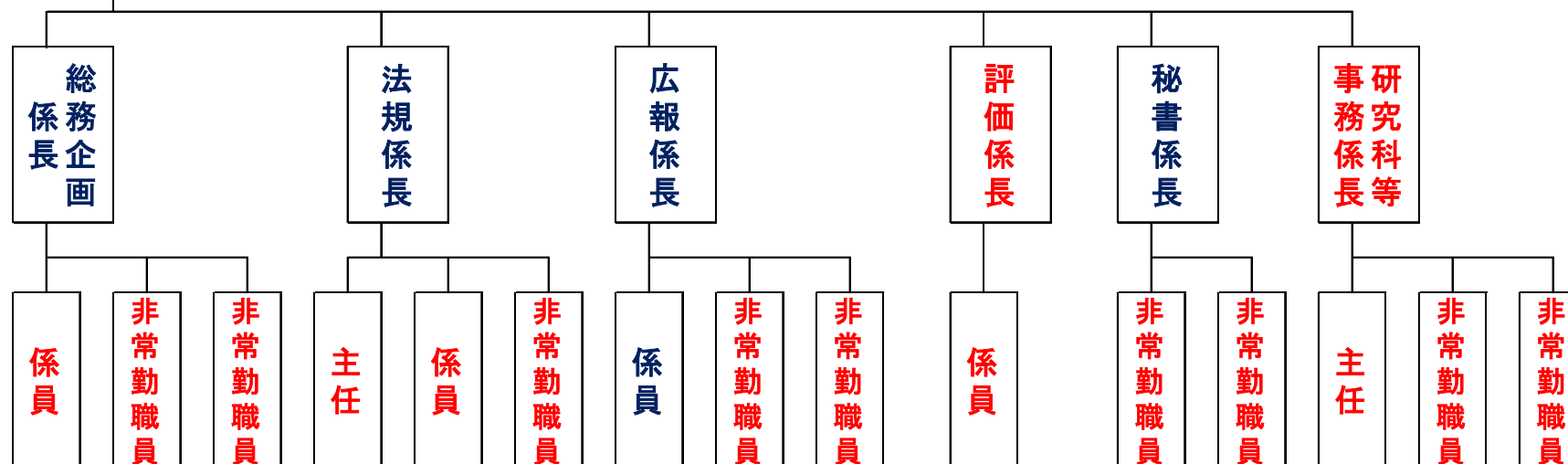
## 事務局(事務局長)



副課長

事務職員の場合、  
採用後は「**係員**」からスタート

赤字: 女性  
青字: 男性



# 給与・勤務時間について①

## ○給与

初任給は約196,000～約231,000円になります。  
(採用前の勤務歴等により決定されます。)

## ○主な手当

### (1) 扶養手当

扶養親族のある職員に支給されます。  
(配偶者:6,500円、子10,000円など)

### (2) 住居手当

一定額(16,000円)を超える家賃を払い、借家等に居住する場合  
(最高限度額28,000円)

### (3) 通勤手当

通勤距離が2km以上で、交通機関又は自動車等を利用することを  
常例とする職員に支給されます。  
(最高限度額:交通機関利用 55,000円、自動車等利用 31,600円)

### (4) 超過勤務手当

正規の勤務時間を越えて勤務した場合、支給されます。



# 給与・勤務時間について②

## ○賞与

年に2回(6月30日・12月10日)、約年4.42月分(令和5年度実績)支給されます。※勤務成績に応じて、支給割合が決定されます。

## ○勤務時間

### (1)勤務時間

職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分で、原則として次のとおり割振られています。

始業時間	終業時間	休憩時間
8:30	17:15	12:00~13:00

※学務課及び学生支援・社会連携課については、シフト勤務を導入しているため、月に2~3日程度勤務時間が変更になる場合があります。

所属	始業時間	終業時間	休憩時間
学務課 学生支援・社会連携課	9:30	18:15	13:00~14:00

### (2)休日

日曜日、土曜日、「国民の祝日に関する法律」による休日、12月29日から翌年1月3日まで及び8月16日が休日となります。



# 給与・勤務時間について③

## ○ 休暇

### (1) 年次休暇

年次休暇は毎年1月1日に20日間付与されます。採用時の付与日数は、採用月により異なります。(4月採用の場合は、15日付与)

### (2) 特別休暇

特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できます。

(主な特別休暇)

事由	内容	期間
リフレッシュ休暇	心身の健康の維持・増進及び家庭生活の充実のため	1年のうち連続する3日
産前	6週間以内に出産予定の女性職員が申し出たとき	出産までの期間
産後	女性職員が出産したとき	8週間
忌引	親族が死亡したとき	(続柄により異なる)

# 育児休業等について

## ○育児休業(育児部分休業)

3歳に満たない子と同居し、養育するための休業です。子が3歳になるまでの期間のうち、1年間等連続した一定の期間取得することができます。

また、育児部分休業は、中学校就学前の子を養育するために1日2時間以内で取得できる休業です。

## ○介護休業(介護部分休業)

2週間以上にわたり常時介護を必要とする家族を介護するための休業であり、最大186日の範囲内で取得できます。

また、介護部分休業は、家族を介護するために、1日4時間以内で取得できる休業です。

## ○文部科学省共済組合福祉事業

文部科学省共済組合による各種の福祉事業を利用することができます。  
積立貯金事業、人間ドックの利用補助、映画館などの割引、  
全国各地の共済組合の宿泊施設利用補助事業、スポーツクラブ等の  
利用助成など

## ○その他

運動施設、図書館等の学内施設の利用  
グラウンド、体育館、テニスコート、プール、図書館などが利用できます。